

【シンガポール】 国際商標登録の国内登録へのオンラインでの変更申請に関する
Circular No. 1/2016について

2016年2月11日
ジェトロ・バンコク事務所

シンガポール知的財産庁は、2016年1月4日、シンガポールを領域指定している国際商標登録の国内登録への変更申請書（MP1）のオンライン申請に関するCircular No. 1/2016を公表した。

シンガポール知的財産庁は、2016年1月2日からMP1のオンライン申請の受付を開始しており、シンガポールを領域指定している国際商標登録の名義人は、当該国際商標登録又は出願が本国の知的財産庁によって取消された場合（セントラルアタックされた場合）には、①当該国際商標登録又は出願が全部又は一部の指定商品・役務について取消され、②当該取消しが国際商標登録出願の登録日から5年以内に行われ、③取消しが（名義人の申請ではなく）本国の知的財産庁によって行われた場合に限り、MP1を提出することによって、同国際商標登録を国内登録に変更することができる。

公開日
2016年1月4日

URL等

<https://www.ipos.gov.sg/AboutIP/TypesofIPWhatisIntellectualProperty/Whatisatrademark/CircularsandPracticeDirections/2016.aspx#201601>

本内容は、日本貿易振興機構が2016年2月現在TMI Associates (Singapore) LLPより入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。